

【令和7年度 改正点】

- (i) 令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が809,000円となったことに伴い、課税年金収入額等「80万円」を基準としている下記3項目について、基準額が見直され、課税年金収入額等『80.9万円』を基準にすることとなりました。

・自己負担が高額になったときの負担軽減【高額介護サービス費】(P.12)

■利用者負担の上限 の 利用者負担段階区分 について、

『80万円』→『80.9万円』に変更になります(令和7年8月以降)。

・低所得の人には負担を軽くする制度があります【負担限度額】(P.20)

■負担限度額 の A課税状況等 について、

『80万円』→『80.9万円』に変更になります(令和7年8月以降)。

・介護保険料(P.29～30)

◆保険料に関する説明について、

『80万円』→『80.9万円』に変更になります(令和7年度以降の保険料)。

- (ii) 令和6年度介護報酬改定に伴い、下記の項目の算定が追加されます。

・施設を利用したサービスの費用【基準費用額】(P.20)

■基準費用額表 の 居住費等 多床室 について、

室料徴収の対象となる介護老人保健施設または介護医療院を利用した場合の額、

【437円】→【697円】となります(令和7年8月以降)。